

揮発性有機化合物排出抑制に関する大気汚染防止法の概要

1. 大気汚染防止法の変遷

浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントに係る大気汚染の状況が深刻であり、浮遊粒子状物質による人の健康への影響が懸念され、また、光化学オキシダントによる健康被害が数多く届出されており、緊急に対処することが必要であった。

平成17年 大気汚染防止法改正

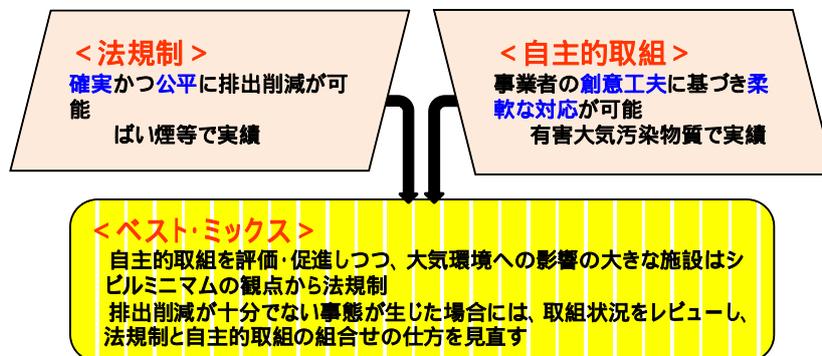
大気汚染防止法施行令、同法施行規則改正

揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制は、自主的取組と法規制を適切に組み合わせる（政策のベスト・ミックス）。

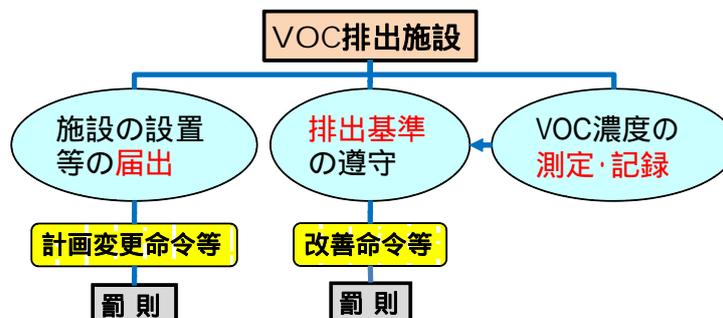
法規制については、VOC排出量が多い施設を揮発性有機化合物排出施設を規定し、事前届出、排出基準の遵守及び測定を義務付け。

2. 現在の法体系

法規制と事業者の自主的取組との**ベスト・ミックス**手法により、効率的にVOCの排出抑制を実施



法規制の概要



- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 化学製品製造のための乾燥施設 | (4) 印刷のための乾燥施設 |
| (2) 吹付塗装施設、塗装のための乾燥施設 | (5) 工業用洗浄施設 |
| (3) 接着のための乾燥施設 | (6) 貯蔵タンク |